令和7年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区 太田頭首工等付帯施設耐震照査その他業務

特別 仕様 書(当初)

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項目	内	容
第1章 総 則 (適用範囲)		
第 1-1 条	太田頭首工等付帯施設耐震照査その他業務っては、農林水産省農村振興局制定「設計	ウマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区 第(以下「本業務」という。)の施行にあた 十業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」とい 及び追加事項は、この特別仕様書によるもの
(目 的) 第 1-2 条	本業務は、太田頭首工等の付帯施設の 路の機能診断調査を実施するものである。	耐震照査を実施するとともに、藪塚畑かん水
(場 所) 第 1-3 条	本業務において対象となる位置は、群 内で、別添位置図に示すとおりである。	<b>馬県桐生市、太田市、館林市及びみどり市地</b>
(土地への立入り等) 第 1-4 条		は通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可 と場合に対する補償は、受注者の責任におい
(低入札価格契約にお		
ける第三者照査) 第 1-5 条	下、「調査基準価格」という。)を下記は「業務請負契約書第11条照査技術者照査の実施」については、受注者が自認性機書等を基本とする第三者の照別しなければならない。  2 第三者照査の企業に要求される資格 (1)予決令第98条において、令和7・8年 (1)予決令第98条において、令和7・8年 (1)予決令第98条において、令和7・8年 (2)関東農政局において、令和7・8年 (3)関東農政局において、令和7・8年 (3)関東農政局において、令和7・8年 (4)共通仕様書第1-30条守秘義務が可能である。 (4)共通仕様書第1-30条守秘義務が可能である。 (5)中立的、公子を設備では、の関係にあるのは受注者との関係にあるのは受注者との関係にあるのは、他方の会社を同じくする子会社同士の関係を対象を行う照査技術者に要求を行う照査技術者に要求を有する以下の者であること。 (1) 親会社を同じくする子会社同士の関係を有する以下の者であること。 (2) 関東農政局において、令和7・8年 (2) 関連を表示である。 (3) 第三者照査を行う照査技術者と同等の同種又は類似業の、所査技術者と同等のは新者を有る。	ッタント業務等に関し指名停止を受けている 遵守できるものであること。 とな者であること。なお、第三者照査を実施 いて、以下の基準のいずれかに該当する関係 関係にある の役員を現に兼ねている れる資格 主者が配置する照査技術者と同等の能力と経 の務実績を有する者

項	目	内		容
				等を定めなければならない。 D都度監督職員に報告しなければ <sup>†</sup>
(履行確実性 成状況の確				
第 1-6 条		査基準価格」という。)を提出した追加資料についてる資料とともに、業務完をもとに以下の内容につい積に反映させるものとするなお、業務完了検査時まで、業務完了検査時まで、業務完了反映させる(1)審査項目 a)~ c)のた場合(2)審査項目 d)におい場合(3)その他、業務計画書曲なく異なる等、業	を下回る金額で受注した場で、業務実施状況を踏まれて、業務実施状況を踏まれて機査時に提出するものはでに提出されない場合によるものとする。 において、審査時に比較しています。 でに表出されない場合によるものとする。 において、審査時に比較しています。 で、審査時に比較していままで、実施体制に関する問題	5条の基準に基づく価格(以下、「計場合には、履行確実性評価の審査」 えた実施額に修正し、これを裏付いとする。その上で、提出された資料 成状況を確認し、その結果を業務が は以降の提出を受け付けず、業務が なして正当な理由なく必要額を下して こ当な理由なく再委託額が下回った。 実施手順、工程計画が正当な現が生じた場合
		(4)業務成果品のミス、	不備 等	
(一般事項 第 1-7 条	)	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。		
(管理技術 第 1-8 条	者)	1 管理技術者は、共通仕 外の業務に該当する部		るものとし、農業土木技術管理士具
		資 格	技術部門	選択科目
		技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
			農業	農業土木、農業農村工学
		博士	当該業務に関連する 学術部門	_
		シビルコンサルティ	農業土木	1

2 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。) を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際 して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければ ならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監 督職員に報告することとする。

項 目	内		容			
(照査技術者)	1,1		<u>и</u>			
第 1-9 条	1 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。					
	資 格	資 格 技術部門 選択科目				
	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学			
		農業	農業土木、農業農村工学			
	博士	博士 当該業務に関連する — 学術部門				
	シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木	_			
(担当技術者)	りとする。 ① 業務実施計画作成 ② 機能診断調査計画 ③ 耐震照査に係る基 ④ 機能診断調査結果 ⑤ 点検・取りまとめ ⑥ その他、監督職員	時 策定段階 本条件設定段階 及び耐震照査結果取りまる 段階				
第 1-10 条	担当技術者は共通仕様書領	≶ 1−8 条によるものとする	5.			
(配置技術者の確認) 第 1-11 条	く技術者情報の登録にあた。 (1) 受注者は、業務計画書 分担業務を明確に記載る 織計画を変更する際も同 (2) 農業農村整備事業測量 の登録は、業務計画書の	っては、次によるものとすの業務組織計画に配置技 の業務組織計画に配置技 けるものとする。なお、 同様とする。 調査設計業務実績情報サ	技術者の所属・役職及び担当する 変更業務計画書において、業務組 ービス (AGRIS) への技術者情報 位置付けられた技術者を登録対象			
(保険加入) 第 1-12 条		、。また、監督職員からの	R険に加入している旨を業務計画 D請求があった場合は、保険加入			

項目		内	容	
第2章 作業条件				
(適用する図書) 第 2-1 条	この業績	<b>密の基本的事項に関しては、次に示す</b>	図書によるものとす	る。他の図書を
10 = 2 >10		合は、監督職員の承諾を得るものとする		
	番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
		「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説		, _ ( ),   / / /
	1	設計「頭首工」」及び「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説設計「頭首工」技術書」	農林水産省農村振興局整備部設計課	令和6年3月
	2	土地改良事業設計指針「耐震設計」	(公社)農業農村工学 会	平成 27 年 5 月
	3	道路橋示方書・V耐震設計編	(公社)日本道路協 会	平成 24 年 3 月
	4	鋼構造物計画設計技術指針(水門扉編)	(一社)農業土木事業 協会	平成 21 年 11 月
	5	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国土交通省水管理· 国土保全局治水課	令和2年2月
	6	ダム・堰施設技術基準(案)(平成28年3月 改正)「基準解説編・設備計画マニュアル編」	(一社)ダム・堰施設 技術協会	平成 28 年 3 月
	7	ダム・堰施設検査要領(案)(同解説)	(一社)ダム・堰施設 技術協会	平成 22 年 1 月
	8	ダム・堰施設技術基準(案)基準解説編・マニュアル編(平成28年3月改正)	(一社)ダム・堰施設 技術協会	平成 28 年 3 月
	9	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振 興局整備部水資源課 施設保全管理室	令和5年4月
	10	農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」	農林水産省農村振興局整備部設計課	平成 28 年 8 月
	11	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」	農林水産省農村振興局整備部設計課	令和7年6月
	12	農業水利施設の長寿命化のための手引き	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成 27 年 11 月
(作業条件)		利施設の機能保全の手引きは、https: ndex.html より入手可能。	//www.maff.go.jp/	/j/nousin/mizu/
§ 2-2 条	(1) 作業 職員及 なけれ	の実施にあたっては、以下の事項に留意 後の実施にあたっては、事前に作業方法 なび監督職員が指示する者と十分打合な はばならない。 最務において生じた第三者との紛争で受	法及び具体的な工法 つせを行い、手戻り	計画立案し、監のないよう留意
	(3) 本業	おいて処理しなければならない。   務にて耐震照査を行う太田頭首工及で	<b>ド邑楽頭首工の施設</b>	の重要度区分は
		iとする。 ミル1地震動の頭首工の構成要素ごとの	の耐震性能は「健全	性を指かわかい
	とする	。また、レベル2地震動の耐震性能は	「限定された損傷」	こ留める」とする
		:、過年度に検討した地震動を用いて耐 をの実施にあたっては、事前に作業方法		- , - ,
	督職員	及び監督職員が指示する者と十分打合		
		⊤ればならない。 養務において生じた第三者との紛争で受	5注老の書に厚する	車佰片 巫汁耂
		5務において生した第二者との紛争で5 1おいて処理しなければならない。	2仕有い貝に帰りる	尹垻は、文仕石
	(7) 施設	内に立ち入る場合は、事前に監督職員		
		川の非出水期は11月1日から翌5月		いる。
	• 施設	だ管理者 栃木県及び群馬県(太田頭首 群馬県(島楽頭黄工)	上)	

群馬県(邑楽頭首工)

藪塚台地土地改良区 (藪塚畑かん水路)

項目	内	
	・施設操作者 渡良瀬川中央土地改良区連合(太田頭首工) 渡良瀬川下流土地改良区連合(邑楽頭首工) 藪塚台地土地改良区(藪塚畑かん水路) (8) 調査対象施設において、作業上支障となる状態が発生した場合や業が必要となった場合は、監督職員と協議する。 (9) 現地作業を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行う (10) 調査の実施に際して、河川管理者及び道路管理者との連絡調整が必 場合は、発注者側で実施する。	ものとする。
(主要施設及び対象 施設) 第 2-3 条 (貸与資料) 第 2-4 条	本業務の対象となる施設は、別紙1【調査対象施設諸元一覧表】のとおり 貸与資料は、次のとおりである。	) である。
	また、上記以外で必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする	5.
	貸 与 資 料	数量
	事業誌 渡良瀬川 (S59年9月)	1式
	渡良瀬川沿岸地区 工事出来形図面	1式
	調査報告書 渡良瀬川沿岸地質調査(昭和42年3月)	1式
	土質調査報告書 渡良瀬川沿岸地区頭首工地質調査(昭和46年)	1式
	昭和 48 年 関東農政局渡良瀬川沿岸農業水利事業 太田頭首工設計業務 報告書(その1 水利・構造計算書)	1式
	昭和 48 関東農政局 渡良瀬川沿岸農業水利業務 太田頭首工設計業務報告書(その 2, 添付図面)	1式
	昭和50年 関東農政局渡良瀬川沿岸農業水利事業 太田頭首工揚水試験業務報告書	1式
	14_S50 関東農政局 渡良瀬川沿岸農業水利事業 太田頭首工設計業務報告書 (その1)水理,構造計算書	1式
	15_S51 関東農政局渡良瀬川沿岸農業水利事業 太田頭首工地質調査	1式
	16_S51 太田頭首工工事 本体工 (土工~完成)写真集	1式
	邑楽頭首工実施設計報告書 其の1 水利構造計算(昭和 47 年)	1式
	邑楽頭首工実施設計報告書 其の2 構想計算及び施工計画(昭和	1式
	邑楽頭首工設計資料集 水理・構造計算編 (昭和 51 年)	1式
	邑楽頭首工設計資料集 基礎工・施工計画編 (昭和 51 年)	1式
	邑楽頭首工工事写真 基礎工事・鋼管杭	1式
	邑楽頭首工工事写真 基礎工事	1式
	平成 27 年度 国営施設機能保全事業	
	渡良瀬川沿岸地区長寿命化計画書作成その他業務 報告書	1式

渡良瀬川沿岸地域営農施設整備構想検討業務 報告書

渡良瀬川沿岸地区長寿命化計画書作成その他業務 報告書

1式

1式

1式

1式

1式

平成 27 年度 国営施設機能保全事業

平成 31 年度 地域整備方向検討調査

令和2年度 地域整備方向検討調査

令和2年度 地域整備方向検討調査

令和3年度 地域整備方向検討調査

渡良瀬川沿岸地区施設耐震診断業務 報告書

渡良瀬川沿岸地域整備構想検討業務 報告書

渡良瀬川沿岸地域施設機能診断業務 報告書

渡良瀬川沿岸地域施設機能診断業務 報告書

項目	内	
	令和3年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1式
	令和4年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1式
	令和5年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農計画及び施設整備構想検討その他業務	1式
	令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区邑楽頭首工等耐震照査業務	1式
	令和6年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画(案)検討その他業務	1式
(貸与資料等の取扱い)		
第 2-5 条	第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとお (1)貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が は、監督職員と協議するものとする。 (2)参考図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂され	生じた場合
	監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし 請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならな (4) 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員か	、監督職員のい。

(関連業務) 第 2-6 条

本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。

業務名	業務実施期間
令和7年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務	R7. 5. 20~R8. 3. 12
令和7年度 国営土地改良事業地区調査 環境配慮計画(案)策定他業務	R7.6.3 ∼R8.3.9

第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、別紙2【作業項目内訳表(機能診断調査及び耐震照査)】及び別紙3【機能診断調査業務調査数量表】に示すとおりである。

(機能診断調査内容) 第 3-2 条

機能診断調査の詳細は次のとおりである。

なお、詳細数量については別紙3【機能診断調査業務調査数量表】による。また、 作業は施設管理者と調整の上で行う。

(1) 現地調査(現地踏査)

事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定 を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査(定点調査)を行う調 査地点、調査項目等を決定する。

(2) 現地調査(定点調査)

土木施設の現地調査については農業水利施設の機能保全の手引きによるものとし、現地踏査により決定した調査地点において、目視を行い、変状等を定量的に把握(ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺観察等含む)するとともに、スケッチを作成する。

項目	内	
 (作業の留意点)		
第 3-3 条	に受注者が所有する資料等を参考し	点は次のとおりとする。 び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並び こした場合は、その出典を明示するものとす
	な推進に努めることとする。 (3)現地作業を行う場合は、労働安全	関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑 衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。 る場合は、事前に監督職員と日程調整を行う
	ものとする。 (5)この業務に必要な測定器・器具等(6)現地調査にあたっては、施設に損(し、現地作業において施設損傷等を	は、受注者の負担で用意しなければならない。 傷等を与えないよう十分留意して行うものと ・与えた場合は、受注者の責任において復旧す
	し、不測の事態が生じた際は速やか	いては、盗難防止等の管理を徹底するものと いに監督職員に連絡・調整するものとする。 法及びアウトプット等の様式について事前に
	(8) 电昇機を使用する場合は、計算子 監督職員の承諾を得るものとする。 (9) 機能診断調査の実施に際し、特に ①断水期間	
	37774	期間は令和8年1月上旬から3週間程度を見 の調整の上決定するものとする。
	断水充水時及び調査中に施設の異 ともに、速やかに施設管理者及び監 ③安全施設及び水替え工	
	議することとする。 ④空気弁改修工事(県営)との調整	
	しているため、管内調査にあたって (10)機能保全対策の検討にあたって (NNTD)、農業水利施設保全補修力 発行)及び新技術情報システム(NE	は、農業農村整備民間技術情報データベース イドブック 2024 ((一社) 農業土木事業協会 CTIS) 等を積極的に活用しなければならない。 データベース (NNTD) については、
	・農業水利施設保全補修ガ https://www.jagree.or.jp/publica	イドブック 2024 については、
(業務写真における 黒板情報の電子化) 第 3-4 条	黒板情報の電子化は、被写体画像の撮	影と同時に業務写真における黒板の記載情報
	ある。 受注者は、業務契約後に監督職員の承	影の省力化、写真整理の効率化を図るもので 諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うこと 、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを
	受注者は、黒板情報の電子化に必要 という。)は、電子的記入ができるも 参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗	な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」 ので、かつ「電子政府における調達のために 号リスト)」(URL「https://www.cryptrec. を用いた信性憑確認機能(改ざん検知機能)

項目	内	容
項目	(2)機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要 ければならない。 (3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1) の機器等を用いて業が報を電子画像として同時に記録して 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電るものとする。なお、上記(1)に示子化写真データの作成要領(案)当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を適用する場合する必要はない。 (4) 写真の納品受注者は、(3)に示す黒板情報の電子納品するものとする。なお、受注者は、(4) 写真の納品で注者は、(3)に示す黒板情報の電子がいて、黒板情報を電子化した写真の信題するものとする。 (5) 費用	は、受注者が準備するものとする。 要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得ない い 務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	まれる。  共通仕様書第 1-10 条による打合せについる。また、初回及び最終回の打合せには管(1) 打合せ時期 初回業務実施計画作成時第2回中間打合せ(機能診断調等3回中間打合せ(機能診断調策4回中間打合せ(機能診断調策4回中間打合せ(機能診断調策を回点検・取りまとめ段階なお、業務を適正かつ円滑に実施するた録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容する。	いては、主として次の段階で行うものとす 達理技術者が出席するものとする。 査計画策定段階) 係る基本条件設定段階) 査結果及び耐震照査結果取りまとめ段階) こめに、受注者の業務担当は、業務打合せ記 について監督職員と相互に確認するものと
第5章 技術提案書 の取扱いについて 第5-1条	せを含め、受注者の責により管理技術者の設計変更の対象とはしない。 その際、管理業務計画書に基づく業務工程等の管理状況(2) 打合せ場所 打合せは WEB 会議により行うことを想定 技術提案書における技術提案内容につい 画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾	ごしている。  いては、共通仕様書第1-11条に示す業務計 者を得るものとする。また、技術提案内容の 遺行が確認できる資料を監督職員に提出する

項目	内	容
第6章 成果物 (成果物)		
第 6-1 条	1. 成果物の電子媒体 (CD-R 若しく このほか、この成果物に含まれる に基づく「不開示情報」に該当	5「行政機関の保有する情報公開に関する法律」 する情報について、その箇所を黒塗りにする措 くは DVD-R)により別途1部を提出するものと O出力、市販のファイル綴じで可)
(成果物の提出先) 第 6-2 条	成果物の提出先は、次のとおりとす 千葉県柏市根戸471-65 関東農政局利根川水系土地改良調査	
第7章 契約変更 (契約変更)		
第 7-1 条	業務請負契約書第17条から第20条次のとおりとする。 (1) 第2-2条に示す「作業条件」に(2) 第2-3条に示す「対象施設」に(3) 第3-1条に示す「打合せ」に変(4) 第4-1条に示す「打合せ」に変(5) 第6-1条に示す「成果物」に変(6) 履行期間の変更が生じた場合。(7) 関係機関等対外的協議等により(8) 現地調査時の状況確認の結果、(9) 仮設工の必要が生じた場合。(10) 旅費交通費における宿泊費が確(11) その他	変更が生じた場合。 数量」に変更が生じた場合。 更が生じた場合。 更が生じた場合。 業務計画等に変更が生じた場合。 調査項目の追加が生じた場合。
第8章 定めなき事項 (定めなき事項)		
第 8-1 条	この特別仕様書に定めなき事項又は 必要に応じて監督職員と協議するもの	この業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、 とする。
(再調査) 第 8-2 条	調査結果が調査目的に合致せず、そ 再調査を命ずることがある。 この場合、変更協議の対象としない。	の原因が受注者に起因すると認められる場合は。

別紙1

# 調査対象施設諸元一覧表

	施設名称•対象構造物	施設規模		備考	
	旭設石桥" 对象悔迫彻	構造物の規模	数量	1佣 45	
太田	頭首工	フローティングタイプ全可動堰			
	操作室(堰柱上部)	W6.6m × B6.6m × H3.5m	5基	【別紙2】3-2③ 代表堰柱のみ	
	管理橋	単種活荷重合成桁5連、L=178.9m、W=3.5m	1橋	【別紙2】3-2②	
	粗粒沈砂池	鉄筋コンクリート凾型(全巾13.8m B2.4m×5連) 沈砂池ゲート5基、排砂ゲート1基	1箇所	【別紙2】3-2① 土木施設が対象	
邑楽	頭首工	フローティングタイプ全可動堰			
	操作室(堰柱上部)	W7.0m × B9.0m × H3.55m	4基	【別紙2】3-1⑤ 代表堰柱のみ	
	魚道	階段式、B=2.0m、L=55.0m、勾配1/12.5	1箇所	【別紙2】3-1①	
	管理橋	単種活荷重合成桁5連、L=195.0m、W=3.5m	1橋	【別紙2】3-1④	
	取水ゲート	W3.6m×H1.499m 2連 鋼製ローラーゲート(B3.0m×H2.0m) 川表・川裏	2門	【別紙2】3-1② 土木施設が対象	
	取水樋管	鉄筋コンクリート函渠(B3.0m×H2.0m×2連)	40.0m	【別紙2】3-1②	
	邑楽沈砂池	鉄筋コンクリート(全巾23.4m B2.6m×8連) 沈砂池ゲート8門、排砂ゲート1門	1箇所	【別紙2】3-1③ 土木施設が対象	
藪塚	畑かん水路				
	管水路	φ 400 ~ 1,350mm	10.7km	1号•2号幹線水路	

#### 令和7年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区太田頭首工等付帯施設耐震照査その他業務 [ 作 業 項 目 内 訳 表 ( 機 能 診 断 調 査 及 び 耐 震 照 査 )]

【設計業務】

【 <b>設計業務</b> 】 作業項目	作業内容	作業量	備考
	F 木 Pi 甘	11:木里	川つ
1-1. 現地調査	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	1式	
1-2. 資料の検討	貸与資料及び機能診断調査及び耐震性能照査に必要な施設完了時の設計図書、地域特性等に係る 資料を収集・整理し、機能診断及び耐震照査の基礎資料とする。	1式	
1-3. 問診調査	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状個所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り 調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	1式	
2. 施設の機能診断調査	藪塚畑かん水路において、機能診断調査を行う。 なお、本調査結果については関連業務にて更新する施設整備計画及び長寿命化計画の更新作業へ 反映するものとする。		
2-1. 施設機能の検討	資料調査及び問診調査を元に、安全性、水利的な機能及び環境面からの要求機能について整理し、 診断の重点を設定するほか、要求機能を満足するための要求性能を設定する。	1式	
2-2. 性能低下要因の推定	事前調査及び現地踏査結果を基に、性能低下の推定を行う。また、環境(水質又は周辺環境)条件による性能低下の可能性があるか推定する	1式	
2-3. 現地調査(定点調査)計画の作成	事前調査、現地踏査及び施設の影響度等を勘案し、現地調査(定点調査)の位置・範囲・調査地点の密度及び調査手法を設定する。なお、藪塚畑かん水路の制約条件は以下の通りとして策定する。令和8年1月上旬から3週間程度の期間において、藪塚畑かん水路のパイプライン区間において、落水を行ったうえで機能診断調査を行う。なお、調査区間については、1号幹線水路の1号制水弁から下流を想定しており、別紙機能診断調査位置図に示す区間について実施する。なお、Φ700管においてはカメラ調査とする。調査計画は、H31年度に作成した調査計画の検討事項を活用して作成し、地元関係機関へ確認を行うものとする。また、調査計画の作成にあたっては、営農への影響を極力低減することに留意するものとし、落水及び充水、監視計画を含めて検討を行う。	1式	
2-4. 健全度評価	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。	1式	
2-5. 管内非破壊調査結果解析	現地調査にて実施する超音波探査結果について解析作業を行う。	1式	
2-6. 性能低下予測	性能低下要因推定結果、健全度判定結果等を踏まえ、現況施設の性能判定を行うとともに、性能管理指標を選定し、現地条件に適合する性能低下予測手法により、性能低下予測を行う。	1式	
2-7. 機能保全対策の検討	既往の機能保全計画を基に、施設別に現地状況に適合する対策工法を複数選定し、選定された対策工法・実施時期・実施範囲を組み合わせて対策シナリオを複数作成し、機能保全対策の見直しを行う。	1式	
3. 耐震性能照査			
3-1. 邑楽頭首工	令和6年度に設定した邑楽頭首工地点におけるレベル1地震動、レベル2地震動タイプ I (プレート境界型)及びレベル2地震動タイプ II (内陸直下型)を用いて、次の構成要素別に保持すべき性能における耐震照査を実施する。 ①魚道:レベル1 ②取水工:レベル1及びレベル2 ③沈砂池:レベル1 ④管理橋:レベル1及びレベル2 ⑤ゲート操作室(堰柱上部):レベル1及びレベル2	1式	
3-2. 太田頭首工	令和5年度に設定した太田頭首工地点におけるレベル1地震動、レベル2地震動タイプ I (プレート境界型)及びレベル2地震動タイプ I (内陸直下型)を用いて、次の構成要素別に保持すべき性能における耐震照査を実施する。 ①沈砂池:レベル1 ②管理橋:レベル1及びレベル2 ③ゲート操作室(堰柱上部):レベル1及びレベル2	1式	
4. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式	
5. 点検・取りまとめ	上記各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1式	

## 令和7年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 渡良瀬川沿岸地区太田頭首工等付帯施設耐震照査その他業務

### [機能診断調査業務調査数量表]

## <機能診断調査業務(藪塚畑かん水路)>

作業項目	規格	作業条件	数量	備考
【現地踏査】				
現地踏査	地上部の変状確認	目視調査(地上)	11km	R2年調査 範囲を除く
【現地調査(管内調査)】				
管体内面目視調査	PC管 φ 800mm	ひび割れ、損傷の近接目視、内径、管頂計測含む	540m	
管内非破壊調査	PC管 φ 800mm	超音波法によるカバーコート厚測定(9箇所(3断面×上部・左右)/管)	10管	
線形調査	PC管 φ 800mm	蛇行・沈下、帯水状況確認	2定点	30m/定点
継手部調査	PC管 $\phi$ 800mm	継手間隔、四方継手曲げ角度、ゴム輪位置測定5箇所(四方)/定点	2定点	30m/定点
カメラ調査	FRPM管 $\phi$ 700mm		300m	自走可能 距離
【人孔蓋撤去・復旧】				
人孔蓋撤去	φ 600		2箇所	
人孔蓋復旧	$\phi$ 600	パッキン、ボルト・ナット(SUS製 7.5K RF フランジ用)交換含む	2箇所	